

平成17年（ワ）第87号、平成18年（ワ）第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外22名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面（4）

平成18年5月24日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



標記訴訟につき、新潟地方裁判所高田支部合議係は、平成18年4月14日、原告らに対し、「被告の『抗生物質耐性菌の議論とカラシナディフェンシン耐性菌の議論は全く異なる』との主張に対する反論の準備書面を提出する」旨の求釈明を行った。

しかしながら、本日に至っても、原告らは当該釈明に対する主張を行わないので、被告としては、原告らが「抗生物質耐性菌の議論とカラシナディフェンシン耐性菌の議論は全く異なる」ことを認め、当該事項につき争わないものと認識している。

なお、次回期日（平成18年5月25日）において、原告らが当該事項に関し「口頭にて」主張を行うことは、前々回期日同様、期日の混乱を招き且つ審理を阻害するおそれを生むことは明らかである以上、書面による準備を懈怠しながら当該口頭による主張を行うことは厳に慎むよう強く望む次第である。

以上